

請求方法について

- ・介護給付費の請求は、事業所所在地の国保連合会に対して、事業所番号ごと請求を行います。
また、厚生省令第20号の規定により「**電子請求（伝送または電子媒体での提出）**」により行います。
- ・電子請求を行うためには、対応するソフトウェア（※）とコンピュータをご準備いただく必要があります。
（※）介護給付費の請求に関するソフトウェアは多数あり、電子請求に対応しているソフトであれば、どちらのソフトウェアについてもご利用いただけます。
- ・介護請求のデータ形式は「CSV」です。作成したCSVファイルを伝送、もしくは電子媒体に格納し、ご提出ください。

請求媒体	内容
◆ 伝送 (インターネット)	<ul style="list-style-type: none">・事業所等がインターネットを利用して請求データを送信する方法。・受付期間中（毎月1日～10日（※10日が土日祝祭日にあたる場合は翌営業日））であれば、休日や夜間の送信も可能。また、最終受付締切日当日まで、伝送用PC上でファイルの取消、再送付が可能です。・伝送請求事業所へは利用者別にした「審査状況一覧表」の送付を毎月請求翌月に行っております。この表と支払決定関係および返戻関係の通知を併用することで本会の詳細な審査状況を把握することができます。
◆ 磁気媒体 (CD・FD)	<ul style="list-style-type: none">・CD-RまたはFDに請求データ（CSV）を格納し、請求データを提出する方法。 (USBは対応不可)・同じ事業所番号であれば、1枚のCD-R等電子媒体の中に、当月分と月遅れ分等、複数月の請求明細書ファイルや給付管理票ファイルを登録することができます。 ただし、電子媒体へデータを格納する場合はフォルダを作成しないでください。 (<u>フォルダを作成するとシステムにて電子媒体の読み取りができず受付できません</u>)・受付締切日必着で請求データの提出をお願いします。<u>※受付締切日を過ぎて本会が受付した場合は翌月受付扱いとなりますので、ご注意ください。</u>・提出された電子媒体については返却を行っておりません。事業所にて請求（控え）を保管してください。

※FD（フロッピーディスク）について

FD製造中止により、ディスク本体や読取装置の確保が困難な状況となっております。

また、CD-Rと比較して読取の不具合によりデータの再作成および再提出をお願いするケースが多いことから、CD-Rまたはインターネットでの請求を推奨しておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。